

○美唄市美しきまちづくりサポーター制度実施要綱

(平成 20 年 7 月 1 日庁達第 20 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日庁達第 26 号の 2 平成 28 年 4 月 1 日庁達第 50 号
平成 31 年 4 月 1 日庁達第 35 号 令和 2 年 4 月 1 日庁達第 25 号
令和 3 年 4 月 1 日庁達第 34 号の 4

(目的)

第 1 条 この要綱は、美しきまちづくりサポーター制度の実施に関して必要な事項を定め、市民と市の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(美しきまちづくりサポーターの役割)

第 2 条 美しきまちづくりサポーター(以下「サポーター」という。)は、市との協働により、自らの知識及び経験等をまちづくりに活かすよう業務を遂行するものとする。

(サポーターの募集)

第 3 条 市長は、市の業務で市民との協働により実施することが適当と認めるものについて、市民からサポーターを募集する。

2 サポーターの募集は、個人及び団体を対象とする。

(サポーターの登録)

第 4 条 市長は、応募があった個人及び団体をサポーターとして登録する。

2 サポーターの登録の有効期間は、4 月から翌年 3 月末までとする。ただし、本人から登録抹消の申出がなければ、自動的に更新するものとする。

3 市長は、サポーターに美しきまちづくりサポーター会員証を交付する。

(業務の実施)

第 5 条 市長は、サポーターの業務の実施に際して、あらかじめ、業務の内容及び手順等の説明を行うとともに、安全の確保に万全を期すものとする。

2 市長は、登録したサポーターに対して、業務を実施する日程及び時間等を連絡し、実施可能なサポーターに業務の依頼をする。

3 サポーターは、業務の実施に当たっては、美しきまちづくりサポーター会員証を携行し、必要に応じて、市の担当者にこれを提示するものとする。

(サポーターの遵守事項)

第 6 条 サポーターは、業務を遂行するに当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 2 サポーターは、市民の公務に対する信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 サポーターは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。
- 4 サポーターは、業務に関して知り得た個人、法人等に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は業務以外の目的に利用してはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

(評価)

第7条 市長は、サポーターの実施した業務に関して、毎年度、評価を行い、業務の質の向上及びサポーター制度の改善に努めるものとする。

(事故対応)

第8条 市長は、サポーターの業務に際して、サポーター自身の負傷及びサポーターが第三者に対して損害を与える等の事故があったときは、速やかに対応しなければならない。

- 2 事故に対する補償に関しては、美唄市市民総合災害補償規則(平成3年規則第2号)に定める規定に基づき行う。

(庶務)

第9条 美しきまちづくりサポーター制度に関する庶務は、美唄デザイン課が行う。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日庁達第26号の2)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日庁達第50号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日庁達第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日庁達第25号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日庁達第 34 号の 4)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。